

特定非営利活動法人 森 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県秩父市荒川上田野785番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、荒川流域の安定化・上下流交流の連携によって秩父地域の活性化・資源の有効活用を行うために、地域の維持管理・活用・環境緑化等に関する業務を行い社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 社会活動の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域資源の活用
 - ② 森林の整備・植林・環境緑化に係る事業
 - ③ 水資源の確保及び普及を支援する事業
 - ④ 地域特産品の開発及び普及を支援する事業
 - ⑤ 森林資源の活用及び地区内の未利用又は不用林産物(一般廃棄物)の炭化处理等に関する事業
 - ⑥ ①～⑤に付随する事業
 - (2) その他の事業
 - ① 農産物等の生産及び販売に関する事業
 - ② 土木工事、とび工事、土工、コンクリート工事及び造園工事の請負、設計、施工
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した者

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当の理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそのを通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金。会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれることにはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号を報告するために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしく行為があつたとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に顧問・評議員・事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、招集しなければならない。

3 総会をし招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長はその総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことだできる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号のの規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上のものから会議の目的をお示して開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面より、理事会の日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項についての表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項において書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決にあってはその旨を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法の定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る会計
- (2) 収益事業に係る会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び 合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、埼玉県秩父市に帰属させるものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 山 口 芳 夫

副理事長 吉 田 正

理 事 設 楽 岩 久

〃 山口正廣
 〃 山 中 行 榮
 〃 大 村 敏 夫
 〃 内 田 稔
 〃 新 井 嘉 昭
 〃 吉 田 進
 〃 石 川 久 夫
 監 事 千 島 亮 人
 〃 江 田 喜 次

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成14年6月30日までとする
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	5,000円	年会費	2,000円
(2) 賛助会員	1口	10,000円	1口以上	



指令秩振第319号

埼玉県秩父市荒川上田野785番地1

特定非営利活動法人森

平成31年1月17日に申請を受け付けた定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項で準用する第12条第1項の規定により、申請のとおり認証します。

平成31年3月12日

埼玉県知事 上田 清司

